

第117号議案

足立区地域学習センターの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和7年12月1日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区地域学習センターの指定管理者の指定について
足立区地域学習センターの指定管理者を下記のとおり指定する。

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
足立区竹の塚 地域学習センター	東京都足立区足立四丁目28番10号 ヤオキン商事株式会社 代表取締役 伊藤 治光	
足立区中央本町 地域学習センター	東京都足立区足立四丁目28番10号 ヤオキン商事株式会社 代表取締役 伊藤 治光	令和8年
足立区東和 地域学習センター	東京都足立区足立四丁目28番10号 ヤオキン・A S C C 共同事業体 (2社共同事業体) 代表者 ヤオキン商事株式会社 代表取締役 伊藤 治光	4月1日から 令和13年 3月31日まで
足立区佐野 地域学習センター	東京都足立区千住河原町9番7号 株式会社グランディオサービス 代表取締役 林 秀樹	

施設の名称	指定管理者	指定の期間
足立区江北 地域学習センター	東京都足立区江北一丁目33番22号 株式会社ティー・エム・エンタープライズ 代表取締役社長 川名 康仁	
足立区新田 地域学習センター	東京都足立区江北一丁目33番22号 株式会社ティー・エム・エンタープライズ 代表取締役社長 川名 康仁	
足立区興本 地域学習センター	東京都足立区江北一丁目33番22号 株式会社ティー・エム・エンタープライズ 代表取締役社長 川名 康仁	令和8年 4月1日から 令和13年 3月31日まで
足立区伊興 地域学習センター	東京都足立区千住河原町9番7号 株式会社グランディオサービス 代表取締役 林 秀樹	
足立区鹿浜 地域学習センター	東京都足立区足立四丁目28番10号 ヤオキン商事株式会社 代表取締役 伊藤 治光	

(提案理由)

地域学習センターの指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、この案を提出いたします。